

第 2 4 期 軽井沢町農業委員会 第 1 2 回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第12回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。今年は、例年の時期より遅く梅雨入りし、日々変動する天候の状況下で農作業に従事されている皆様にはご多忙の中、軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。</p> <p>なお、本日もJA関係の報告や県農業農村支援センターの岡沢克彦補佐にもご出席いただいております。</p> <p>それでは第24期軽井沢町農業委員会第12回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、14名、全員出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、7名、全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条、在任する委員の過半数の出席により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号4番の佐藤寛治委員と議席番号13番の岩井正則委員の2名をお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年5月26日から令和3年6月24日</p>

までの行事等について、報告いたします。

5月26日（水）に軽井沢町農業委員会第11回総会が開催されました。

5月28日（金）に佐久浅間農業協同組合第22回通常総代会が開催されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小により、会長欠席でございます。

6月8日（火）に市町村農業委員長・事務局長合同会議（Web会議）が開催され、会長と私が出席しました。

6月16日（水）に農業委員会6月役員会が開催され、会長、会長代理、農政部長、農地部長、事務局2名が出席しました。

6月21日（月）長野県農業会議第6回通常総会が開催され、会長が出席しました。

6月24日（木）軽井沢町長期振興計画審議会が開催され、会長代理、柳澤昌代委員が出席しました。

続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、4件ございまして、農地法第5条の計画変更で、____の、____、について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の__、____から____で許可となっております。2件目も5条の計画変更となりますが、____の、____について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の__、____から____で許可となっております。続いて3件目、ただ今説明しました計画変更に伴う5条許可でございますが、____で、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。最後に4件目で同様に5条許可でございますが、____で、____、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、____で許可となっております。

②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。

続いて、3ページの（3）転用確認証明書による土地処分結果については、1件ございまして、昭和____年__月__日付、長野県指令、____北佐地農第__号の____、で許可となっております、____の、地目、__、面積、____㎡、____、について、令和__年__月__日に、____への転用を確認し、証明書を交付いたしました。

（4）農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続による所有権移転に伴い1件届出がございました。相続人は____で、対象地は大字____、字____、____、__、面積が____㎡となります。

（5）法務局・裁判所・税務署による農地等の現況照会につきましては、登記所からの照会で、____、1件ございまして事務局で現地を確認し回答をいたしました。

事業報告は以上でございます。

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>次第は、5ページ、補足資料は1ページから9ページをお願いします。_____地区でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区区分は第__種農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、申請人の氏名ですが、譲渡人は、_____、_____番地__に住所のある、_____、_____です。譲受人は、_____番地__に住所のある、_____、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、大字____、字_____番他、__、_____㎡です。</p> <p>権利設定の内容は、__による_____になります。次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、非耕作地はなく、すべての農地について全部耕作することになっており問題はないと思われまます。</p> <p>次に作物ですが、_____、_____の作付け内容になっています。</p> <p>大型農機具関係ですが、_____、_____となっています。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、常時__いまして、その他に__増員予定であります。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、_____、車で____、となっております。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間__間となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。</p> <p>農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題はございません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、</p>

市村初仁議長	<p>周辺には他の農業者が耕作する農地がないことから影響はございません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の儘田が議案第1号番号1について説明します。先日、農業委員3名で立会をしました。_____の仕事をしていましたが、それを____して、今、_____しておりますが、その傍らで農業に専念するというごさいます。_____に栽培したいとのこと。現地は_____で、北側には_がありまして、_____で、_____、_____箇所でございます。取得した土地には_____を植え付ける予定ですが、_____及び_____をやっておりますので、その_____にして_____を行ってもらう計画でおります。現在土地_____おりまして、_____の_も準備されておりました。ずっと_____として使っていきたいということでごさいましたので、特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>荒井龍介委員、柳澤昌代委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたし、許可いたします。続いても3条関係となりますが、議案第1号番号2について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>次第は、5ページ、補足資料は10ページから17ページをお願いします。</p> <p>_____地区でございます。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は第__種農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、申請人の氏名ですが、譲渡人は、____、_____番地に住所のある、____、_____です。譲受人は、____、_____番地__に住所のある、____、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、大字__、字_____番地__、__、_____㎡です。</p> <p>権利設定の内容は、__による_____になります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、非耕作地はなく、すべての農地について全部耕作することになっており問題はないと思われます。</p> <p>次に作物ですが、_____の作付け内容になっています。</p> <p>大型農機具関係ですが、____、____、____、_____となっています。農作業に従事する者関係についてでございますが、常時__います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが____、__となっております。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間_____となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。</p> <p>農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題はございません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、周囲は畑地域であり、当該地も__として使用することや農薬の使用方法等についても地域の防除基準を順守するとの記載もございますので影響はございません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2、について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号8番の柳澤昌代が説明いたします。_____から_____の依頼があったので、_____に私と荒井委員、儘田推進委員と立会を行いました。申請地は補足資料の11ページにあるように、_____の__の__を入れていったところですが。東側に__があり、西側は__に面しています。申請の経過としては譲渡人の_____は__のため、__ができず、_____もない状態です。また譲受人の_____は__で__を営営しています。_____のため、_____を買収するものでございます。_____の_____は_____の_____でございます、_____で今回の申請となりました。</p>
-------------------------	--

	譲渡後も農地として活用しますので、農業への影響もないものと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	荒井委員、儘田推進委員、補足説明はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございます。賛成全員ですので議案第1号番号2を原案どおり可決し、許可いたします。次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第は6ページ、補足資料18ページから47ページをお願いします。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。_____地区でございます。 譲渡人は、_____です。_____、_____に住所のある_____、_____です。_____が_____、_____に住所のある、_____、_____です。譲受人は_____、_____番地_____に住所がある、_____、_____です。 申請の所在地は、_____、_____、_____、地目は_____、面積_____m ² 、この計画は農地以外の土地も含めた分譲となりまして、全体の計画面積が_____m ² 、_____の分譲です。その内農地面積が_____m ² でございます。 農地面積の転用が3,000m ² を超えますので、この案件については皆様のご審議をいただいた後に、地区常設審議委員会での審議が必要となります。大規模ではない開発等の場合は県での審査のみとなりますが、一定規模を超える案件については農業会議が所管する委員会で事務局が事業内容を説明し、審査を受けることとなります。スケジュール等はハンドブック4-26ページをご参照ください。続いて場所でございますが、補足資料19ページに位置図がございますが、_____の_____より_____を_____し、_____の_____、_____の_____に位置します。

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>転用の目的ですが、_____は_____でも_____がある_____であります。当該地を選定した理由としては、周囲に_____され、当該地は_____にも_____している状況であり、_____としては_____であることが理由でございます。</p> <p>先ほども説明しましたが、総面積が_____㎡、内農地面積は_____㎡で、_____は_____となります。町の用途地域区分は、_____でございます。農地法による農地区分は、第_____種農地になります。権利関係は_____による_____となります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、土地代が、_____千円、造成費が_____千円、計_____千円となっています。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から令和_____年_____月までが、工事期間で、概ね1年以内となっており、問題ないと思われま。次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、_____の_____も必要となり、同時に進行しております。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の_____もでございますが、区画計画図を見る限り一体での利用に問題無いと思われま。</p> <p>次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、区画計画図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>以上により議案第2号番号1については、許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号13番の岩井正則が議案第2号番号1について説明します。_____に代理人で_____、私と成田推進委員で立会を行いました。場所は_____でございます。大変、見渡しが良い箇所でございます。周囲は既に宅地化されており、農業者はあまりいない状況でございます。所有者は_____、_____の_____ですが、_____の_____となり、当該地を_____により取得しております。_____ではないことから、今回、土地を処分したいとのことになりました。工事の関係ですが、細い道もあるのですが、</p>
-------------------------	---

	<p>なるべく周囲に迷惑をかけないように、広い道を使って行うとのことです。周りにも若干、農地はあるのですが承諾をいただいている状況です。以上、_____での____には特段、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。 成田推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。続いて、同様に5条申請となりますが、議案第2号番号2を議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号2について説明をいたします。 次第6ページ、補足資料48ページから56ページ、をお願いします。 _____地区でございます。譲渡人は____、____、に住所のある、_____です。_____について補足説明をいたします。 _____は_____おり、今回の申請地については、_____が_____であることから、_____より_____が_____されております。5条申請上では_____が_____に_____を行えますので、____、_____に住所のある、_____の_____の名前を記載してございます。 なお、登記簿をご確認いただきたいのですが、申請地については_____に_____より_____の_____が、5条申請が条件である_____を行っておりますが、まだ_____がされていない為、今回の_____への_____をごよりご提出いただいております。譲受人は、____、_____に住所のある、____、____、_____を_____しております。申請の所在地は、____、____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____㎡です。場所</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>でございますが補足資料49ページに位置図がございますが、_____より_____へ_____m、申請者の_____が_____より_____に_____ほど進んだ位置でございます。</p> <p>転用の目的ですが、現在、_____でございますが、_____や_____となり、_____が_____していることから、_____として_____するものでございます。なお、_____で_____されておりますが、_____部分も含まれており、_____とする計画でございます。権利設定の内容は、_____となります。</p> <p>町の用途地域区分は、第__種住居地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、_____が、_____、合計でも同様でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が提出されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺農地等に係る営農条件への支障については、_____もございませが、耕作はされていないので該当しません。</p> <p>また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p> <p>6番の坂本雄樹が議案第2号番号2について説明します_____に私と、堀川推進委員、_____と立会を行いました。申請地ですが49ページにあるように、_____から_____に_____、私の自宅から_____となります。付近は_____となっておりまして、面積は_____、_____が_____、_____の_____ますが、更に_____は、_____が_____で_____でございます。_____を従_____の_____として_____するものでございます。譲渡人の_____ですけれど</p>
-------------------------	---

	<p>も、_____ということで、登記上の所有者は_____でございますが、この方が____の____を_____ということでですね、_____が今回、いないということでございますから、_____が____されて、_____というところの____になったわけでございます。_____はこういった____された土地等を____して_____に____しております。_____している_____は、_____をいただければ、譲受人の_____に_____ということになりました。____に際しては____は行わず、____のみとなるとのことです。____の____には____をしており、今回の_____には問題ないと判断します。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、補足説明で堀川推進委員、何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。次も同様に5条申請となりますが、議案第2号番号3を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号3について説明をいたします。次第6ページ、補足資料57ページから66ページ、をお願いします。_____地区でございます。貸付人は大字____、_____、に住所のある、_____です。借受人は_____大字____、_____、に住所のある、_____です。 _____でございます、_____が____、_____が____となります。申請の所在地は、軽井沢町大字____、字____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____㎡です。場所でございますが補足資料58ページに位置図がございますが、方面から_____方面に向かう_____にある_____の_____より_____へ_____、_____から_____へ_____進んだ_____</p>

	<p>__にごございます。転用の目的ですが、借受人の____は____、____の____と____しておりますが、____により、____を____したい為、____を転用するものでございます。</p> <p>権利設定の内容は、使用貸借による賃貸借となります。町の用途地域区分は、無指定地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になり、他の候補地の検討も必要となることから、別紙の非代替性理由書も提出されています。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック 4-20ページになります。農地法第5条第2項第3号の 資力・信用については、____が、____円、合計でも同様でございます。資金の調達方法ですが、____からの____と____の____となり、それぞれ____と____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません。次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっております、概ね1年以内となっております問題ないと思われます。次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので該当しません。次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われます。次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、影響はございません。また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号3について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>5番の荒井が議案第2号番号3について説明します。____に____、____、____で____を____しました。____には____、____には____の農地がありまして、____ともここが____になることに____しておりますので、____は何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、補足説明で柳澤委員、儘田推進委員、何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号3についてご</p>

委員	意見のある方はお願いします。
市村初仁議長	なし
委員	よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第2号番号3につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。
市村初仁議長	挙手
青木事務局長	<p>ありがとうございます。賛成全員ですので議案第2号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号3は、許可相当として県知事に意見を送付します。次も同様に5条 申請関係となりますが、議案第2号番号4を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第2号番号4について説明をいたします。次第7ページ、補足資料67ページから79ページ、をお願いします。___地区でございます。譲渡人は___、___に住所のある、___です。譲受人は___いまして、___、___、に住所のある、___、___です。申請の所在地は、___ございまして、___、___、___で、地目は、___で、面積は、___㎡、もう一筆は___、字___、番___です。場所でございますが補足資料68ページに位置図がございますが、___より___に___進み、そこから___に___ほどの___に___した箇所がございます。転用の目的ですが、譲受人の___は現在、___に住所を有しておりますが、___に___していることから、___を___したいとの意向もあり、当該地を転用するものでございます。権利設定の内容は、___による___となります。</p> <p>町の用途地域区分は、第___種住居地域で、農地法による農地区分は、第___種農地でございます。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。農地法第5条第2項第3号の 資力・信用については、___代金が___円、___が、___、合計___万円でも同様でございます。資金の調達方法ですが、___となり、___が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません。次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和___年___月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われまます。次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に施行規則第57条第3号の___もございしますが、配置図等で確認し、一体での利用に問題</p>

市村初仁議長	<p>はございません。次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われま。次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、影響はございません。</p> <p>また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号4については許可できない場合に該当しません。</p>
委員	<p>ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号4について担当委員より説明願います。</p> <p>番号1番の土屋が議案第2号番号4について説明します。場所はさきほどの事務局説明の通りでございます。数年前に____に____がされた____となります。譲受人は____でおり、____の____の為に、____を____にし____を____するものでございます。補足資料の69ページをお開きください。譲渡人は____でありまして、____であります。添付の公図の記載の____、こちらの____でもあります。こちらも____になります。今回の申請は____でありまして、申請地____は譲渡人と譲受人の____でございまして____、現在____ですけれどもこちらの____も行います。____での____が問題ないか、____でも____せいただき、____との____がございました。申請地は現在____となっています。それと____も____でございまして、北側には____を____が畑や田を行っておりますけれども、____よりも1メートル程高い位置にあります。また72ページの配置図をご覧いただきたいのですが、北側に____を設置しておりまして、____挟んでおりますので、__への____は____と判断いたします。また____、この____ですけれども____されておまして、____ほど____おります。今回の____に伴う____への____は____ございません。現地を確認し、特に問題ないと判断しましたので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、補足説明で遠山推進委員、何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号4についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようなので、議案第2号番号4につきまして採決を行います。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号4を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号4は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に同様に5条申請となりますが、議案第2号番号5を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号5について説明をいたします。次第7ページ、補足資料80ページから87ページ、をお願いします。____地区でございます。譲渡人は____、____に住所のある____、____です。譲受人は、____、____に住所のある、____、____です。申請の所在地は、____、字____、____で、地目は、__で、面積は、____㎡です。場所でございますが補足資料81ページに位置図がございますが、____より____、____を____ほど____した箇所になります。転用の目的ですが、譲受人の____は現在、____に____しておりますが、____で____も行いたいとの希望もあり、譲渡人との協議も成立したことから当該地を転用するものでございます。</p> <p>権利設定の内容は、____による____となります。町の用途地域区分は、第__種住居地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になり、それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、土地代が、____万円、____等が____万円合計で____万円でございます。資金の調達方法ですが、____となり、____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません。次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われま。次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので該当しません。次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われま。次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺農地等に係る営農条件への支障については、周囲には農地はなく影響はございません。また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p>

市村初仁議長	以上により議案第2号番号5については許可できない場合に該当しません。
委員	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号5について担当委員より説明願います。</p> <p>13番の岩井正則が議案第2号番号5について説明します。_____に私と成田推進委員、_____と現地立会を実施しました。場所は_____を下りまして、_____の下になります。_____が_____を_____するために_____している箇所がございまして、その前でございまして。今計画している場所の隣に_____が_____されていて、そこは_____しています。計画地自体では_____はしていません。雑草が覆い茂っている状況です。周囲は_____及び_____となっていて農地という形跡は全くございません。水路もありますけれどもどこまでつながっているか確認しましたが、その下に土のうがありまして、そこまでだということでございます。田の為に使われているとかではございません。周囲には農地もないことから、特に農地転用は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、補足説明で成田推進委員、何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号5についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようなので、議案第2号番号5につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号5を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号5は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に議案第3号番号1「非農地の判断について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第3号番号1について説明をいたします。次第8ページ、補足資料88ページから90ページ、をお願いします。所有者からの申し出に伴う非農地の判断

	<p>について審議をいただくものです。申請者は_____、_____、_____に住所のある、_____となります。</p> <p>土地の所在は、_____ありまして、_____、_____、_____で、地目は、_で、面積は、____、もう____が_____、_____で、地目は_で、面積は_____㎡です。場所につきましては、添付の資料 88 ページに位置図がございますが、_地区となりまして、_____にある_____から_____に向かう_____の町道より_____ほど_____した位置でございます。申請理由は_____しているためで以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。担当より説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>13番の岩井正則が説明します。_____から私のほうに_____がありまして、_____私と成田推進委員で現地を視察しまして、場所ですけれども_____でございます。場所的には周りが_____になったりしているところなんですけれども、農地としては利用されておりません。隣にも_____の農地がありますがそこは農地として利用していますが、山林化している箇所は農地にしないということでございまして、私のほうでは特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今、担当委員よりご説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようなので、議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第9から10ページをお願いします。補足資料は、91ページをお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。7月の公告分でございますが、</p>

	<p>新規が1件、2筆、面積は、1,700㎡、内訳は畑が1,700㎡です。合計で、1件、2筆、面積は、1,700㎡で、内訳は、畑が1,700㎡です集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の7月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画7月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。ここで一度休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩 14時50分 再 開 15時00分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に6、のその他事項に進みます (1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。6月上旬現在の状況でございますが、キャベツ3,132ケース出荷、単価は1,296円、金額は4,060,000円でございます。前年対比として数量が147%、単価94%、金額139%でございます。続いてレタス10キロですが、38,756ケース出荷、単価は1,496円、金額は57,985,100円でございます。前年対比として数量が94%、単価127%、金額119%でございます。白菜12キロですが、4,496ケース出荷、単価は1,034円、金額は4,650,810円でございます。前年対比として数量が146%、単価120%、金額175%でございます。白菜15キロですが、1,619ケース出荷、単価は1,463円、金額は2,369,150円でございます。前年対比として数量が124%、単価89%、金額110%でございます。チンゲン菜ですが、19,184ケース出荷、単価は673円、金額は12,910,450円でございます。前年対比として数量が99%、単価113%、金額112%でございます。一番下にロメインレタスと記載しておりますが、いつもはその他でまとめています。今回はその他に出荷している品目がなかったのがこのように記載しておりますが、次回はその他での表示となります。</p>

	それと、農協関係では7月5日に査定会を開催予定でございます。市場関係者は呼ばない形式で開催いたします。
市村初仁議長	農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、(2)については岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	<p>6月14日に梅雨入りしましたが、関西圏では史上2番目の早さでの梅雨入りでしたが、関東甲信越はふたを開けてみたら例年より7日遅れ、昨年より3日遅れということございまして、梅雨に入ったということでございます。ここにきて昨日も雷雨がございまして、県下各地で降雹がございました。佐久管内も佐久市で大気が不安定で、望月の春日や臼田町で降雹被害があつて規模的には小さいので、被害金額は出ておりませんが、若干果樹で被害が出ております。野菜関係については4月の凍霜害が県内各地で出ておりまして、全県ではご案内の通りでございますが約20億円の被害金額で出ております。佐久管内では2億4千万円ということで県内では過去5番目の被害ということで直近では平成25年に36億円の被害で出ております。野菜の関係は少し前に植えたものと、後に植えたものの出荷が重なったりしてまして、生産調整を行っております。資料は別紙をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">「農作物の生育概況を説明」</p>
市村初仁議長	ありがとうございます。岡沢補佐に皆様から何かお聞きしたいようなことがありましたらお願いいたします。
委 員	なし
市村初仁議長	それでは次に進みますが、本日は外川補佐が欠席でございますので、(4)の事務局関係について事務局よりご説明をお願いいたします。
青木事務局長	<p>6. その他事項 次第の、11ページをお願いします。</p> <p>ア、の令和3年度の農業委員会視察研修についてでございますが、当初は11月18日(木)から20日(土)までを予定しておりましたが、町側より19日(金)に理事者及び各課長を含めた会議を開催したいとの協議がございました。毎年、実施される農業委員会の視察には町側より1名出席いただいている関係もありまして、日程変更について会長、役員と相談した結果、16日(火)に長野市において長野県大会が開催されることから、大会に出席後、視察を実施したらどうかのご意見もあり、11月16日(火)から18日(木)までの日程案も別途</p>

ご提示させていただきます。18日から20日までの日程案と併せて皆様よりご意見をいただき、了承が得られれば申し訳ございませんが、日程を変更したいと考えております。18日から20日での視察先案は北海道、四国、九州、九州方面の3案でございます。16日から18日までは北陸方面となります。

イ、広報かるいざわ8月号特集ページへの農業委員会記事掲載についてでございますが、原案を作成しましたので配布いたします。8月1日に発行する広報に掲載予定でございます。

ウ、 当面の会議・行事日程等について

○農業委員会7月役員会

令和3年7月16日(金)13時30分から 役場2階 第5会議室

○第24期軽井沢町農業委員会第13回総会

令和3年7月26日(月)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○軽井沢町自然保護審議会(農政部長)

令和3年7月28日(水)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

○農業委員会8月役員会

令和3年8月16日(月)13時から 役場2階 第5会議室

○第24期軽井沢町農業委員会第14回総会

令和3年8月27日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

エ、配布資料等について

○農作業中の熱中症に注意についてでございますが、毎年、熱中症対策について別紙を配布しておりますので、今年も地区の農業者の方へ周知のほどよろしくお願いいたします。

○農業保険制度におけるクロスコンプライアンスについてですが、国の各種融資事業や補助事業を受けた農業者等については、経営者としての一定の災害対策やリスク管理を講じる為、農業保険等への加入を促しております。この度、長野県農業共済組合より、補助事業の種類によっては保険加入を要件としていることもあり、補助事業と保険を一体化するクロスコンプライアンスに基づく推進を図る為、農業者の方への周知依頼がございましたので、別紙を配布いたします。各事業においての要件化等の状況も添付しておりますので、該当される方若しくは今後、補助を活用する予定の方などは、加入のご検討をお願いいたします。

○全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の開講についてですが、全国農業会議所において、全国農業新聞の購読者サービスの向上及び農業者の学びの場として、オンラインによる農業簿記等の講座を6回開催いたします。料金は農業新聞購読者の方は無料、未購読の方は参加回数により料金が異なりますが、最大で各回3,000円でございます。ご希望される方は、別紙の申し込み先へお願いいたします。

○農業者年金「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動(令和3～4年度)の取組方針及び市町村別目標数についてでございますが、長野県農業会議等より、新たに取り組む令和4年度までの2カ年運動において、当町の新

	<p>規加入目標者数が1名と設定されました。特に20歳から39歳までの農業従事者及び女性の被保険者を増加させていくことが運動の目標ではございますが、年齢を問わず、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、皆様には一層の加入推進活動にご尽力いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>併せて農業者年金加入推進ニュースも添付してございますのでご確認ください。</p> <p>なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞の農業委員・農地利用最適化推進委員「皆購読促進」特別対策の実施についてでございます。全国農業新聞につきましては、「農業者等への情報提供活動」の手段として位置づけられ、委員の皆様にはその普及推進に取り組んでいただいております。過日開催された全国農業委員会会長大会でも委員1人2部以上の普及推進と全国の委員の皆購読の徹底を決議いたしました。委員の皆様には農業者に購読を促す立場にあることをご理解の上、未購読の委員の方は購入のご検討をお願いいたします。なお、未購読者は令和3年9月から12月までの4ヵ月間は無料で試読できますので、希望者は事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年6月1日現在）を添付してございますが目標部数が74部ですが現在、72部となり、目標を下回っておりますので引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、何かお聞きしたいようなことはありますでしょうか。</p>
委員	<p>推進委員の堀川ですが、視察の関係でお聞きしますが、釧路の視察案についてですが、釧路バナナはマイナス60度で種を冷やして特殊な技術で行うわけですが、キャベツやレタスなどもこの技術を使用して真冬でも、マイナス10度とかでも栽培することが可能ということでしょうか。</p>
市村初仁議長	<p>バナナについてはそうなんですけれども、野菜についてはマイナス10度ではちょっと難しいと考える。今回、釧路バナナを視察案としたのは、低温の中でも軽井沢で栽培できるのかなということで提案させていただきました。</p> <p>他にございますでしょうか。なければ町への報告もございますので視察の関係については日程を変更し、11月16日（火）から18日（木）までとさせていただきます。その他、全体を通して何かございますか。</p>
委員	なし

市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第12回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。 閉会 16時05分
--------	---